

# 事業計画（茨城県鹿嶋市）

## 1. 海岸対策

### ① 海岸の状況

市内の地区海岸数	14地区海岸
被災した地区海岸数	7地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	7地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	7地区海岸

### ② 堤防高

被災前の現況高へ復旧予定  
茨城沿岸：T.P+4.4m～5.0m（対象：高潮）

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の詳細計画については、平成23年10月に策定<sup>※1</sup>済み。  
これに基づく本復旧工事については、平成24年1月までに工事着工<sup>※2</sup>しており、計画的に復旧を進め平成24年7月の工事完了を目指す。

※1 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

### ④ 平成23年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成24年1月までに本復旧工事に着工した。

### ⑤ 平成24年度の成果目標

- ・全ての被災した地区海岸において、本復旧工事の完了を目指す。

### ⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

## 海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳 細を記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
鹿嶋市	大小志崎	1,414	護岸, 堤防, 突堤	5.00	5.00	完了	H23.5	H23.10	策定済み	H23.12	着工済み	H24.7	完了予定	本工事	本工事	
鹿嶋市	浜津賀	800	護岸, 堤防, 突堤	5.00	5.00	完了	H23.5	H23.10	策定済み	H23.12	着工済み	H24.7	完了予定	本工事	本工事	
鹿嶋市	青塚	1,365	護岸, 堤防, 突堤	5.00	5.00	完了	H23.5	H23.10	策定済み	H23.12	着工済み	H24.7	完了予定	本工事	本工事	
鹿嶋市	角折	1,218	護岸, 堤防, 突堤	5.00	5.00	完了	H23.5	H23.10	策定済み	H23.12	着工済み	H24.7	完了予定	本工事	本工事	
鹿嶋市	小山	715	護岸, 堤防, 突堤	5.00	5.00	完了	H23.5	H23.10	策定済み	H23.12	着工済み	H24.7	完了予定	本工事	本工事	
鹿嶋市	清水	960	護岸, 堤防, 突堤	5.00	5.00	完了	H23.5	H23.10	策定済み	H24.1	着工済み	H24.7	完了予定	本工事	本工事	
鹿嶋市	下津	558	護岸, 堤防, 突堤	6.00	6.00	完了	H23.5	H23.10	策定済み	H23.11	着工済み	H24.4	完了予定	本工事	本工事	

## 2. 河川対策

### 【国管理河川（霞ヶ浦）】

- ① 霞ヶ浦<sup>※1</sup>では、鹿嶋市で13箇所（霞ヶ浦では173箇所）の堤防の亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、全ての箇所において被災前の堤防形状までの応急対策を完了済。平成24年3月末時点で5箇所について、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧を完了済。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの8箇所全てにおいて、平成24年出水期（6月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保する本復旧を完了予定。
- ③ 震災前より堤防等が脆弱であること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。平成24年出水期には問題のないことを確認した段階で、元の水準まで引き上げる予定。
- ④ 平成23年度における成果  
堤防で被災した箇所のうち、
  - ・平成24年3月末までに、5箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保し、本復旧を完了
  - ・残りの8箇所の全てについても、本復旧工事に着手。
- ⑤ 平成24年度の成果目標  
堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分・液状化対策を含む）を確保する本復旧を完了予定。

※1 位置図を参照



### 3. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名：明石、清水、下津ほか
- ② 海岸防災林の防潮工 390mが被災。
- ③ 防潮工の本復旧については、今年度中に着手し、概ね2年での完了を目指す。  
(保全対象：国道51号線、明石集落、清水集落、下津集落、農地)

#### 4. 復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：平井東部
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定
- ③ 平成 24 年度の成果目標  
用地取得、設計、工事を順次行う。

## 5. 復興まちづくり

### (1) 造成宅地滑動崩落緊急対策

① 地区名：鹿島神宮駅南地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事の実施設計のための調査を開始。平成24年度に実施設計の上、工事に着手。

③ 平成24年度の成果目標

滑動崩落防止のための、調査・設計・工事を行う。

## 6. 学校施設等

### ① 幼稚園・小中高等学校等

#### (i) 公立学校

##### <鹿嶋市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の 18 校及び給食センター 1 施設について、早期の復旧・復興を目指す。

- 比較的軽微被害に留まる 18 施設については、平成 23 年度に事業着手し復旧を完了した。
- 液状化現象により移転も含めた総合的な検討が必要となる高松幼稚園については、平成 23 年 6 月に復旧場所を確定し、平成 23 年度に復旧を完了した。
- 標高の低い位置に立地する平井小学校について、復興交付金を活用し津波避難対策を実施する。平成 24 年 6 月以降に工事着手し平成 24 年度内の完了を目標とする。

##### <県立学校>

鹿嶋市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した 2 校について、比較的軽微な被害に留まったため、平成 23 年度内に復旧した。

#### (ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している 3 校（中学校 1，高等学校 2）について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる 2 校（中学校 1，高等学校 1）については、平成 23 年度内に事業着手し、平成 23 年度 8 月に復旧完了した。
- 運動場が被災した高等学校 1 校については、運動場へ通じる市道の復旧が遅れ、年度内に復旧事業が完了しなかったため、翌債の承認を得たうえで、平成 24 年 5 月の事業着手、平成 24 年 12 月末の復旧完了を目標とする。

### ② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

##### <鹿嶋市立社会教育施設>

比較的軽微な被害に留まる 6 施設のうち 5 施設については、平成 23 年度内の着手し、年度内の復旧を目標とし、残り 1 施設については、平成 23 年度内に着手し、平成 24 年 6 月の復旧を目標とする。

- ③ 災害復興交付金を活用して高松公民館 1 施設を防災拠点施設として整備を行う。



平成 24 年度に交付金申請を行い，平成 25 年度基本実施設計，平成 26 年度建設を目標とする。

<県立社会教育施設>

甚大な被害を受けた県立カシマサッカースタジアムについては，平成 23 年 4 月に応急復旧工事に着手し，仮設照明等を設置して 6 月初旬より使用開始している。本格復旧については，平成 24 年 3 月初旬の Jリーグから使用開始できるよう，平成 23 年 9 月に工事発注しており，3 月末に工事を完了した。

## 7. 土砂災害対策

- ① 平成23年8月末までに、市内約40箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約10箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ② 最大震度6弱を観測した鹿嶋市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

## 8. 液状化対策

- ① 地区名：平井海岸地区、平井東部地区、鉢形地区、高松地区、鹿島神宮駅前地区、大野海岸地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から地質調査等により公共施設と宅地との一体的な液状化対策について調査・検討を開始。  
今後、液状化対策について住民合意等が整った地区について事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標  
地質調査・事業計画作成を行う

## 9. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波等により膨大な量（約 50 千トン）の災害廃棄物が発生する見込み。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までを目途に仮置場へ概ね搬入した。また、その他の災害廃棄物は、現在受入れ中の瓦等の廃棄物を除くと、平成 23 年 9 月までに、仮置場に搬入された廃棄物を概ね処理した。よって、11 月 8 日現在、災害廃棄物残渣物の処理を残しているものの、ほとんどの災害廃棄物について処理を完了した。
- ③ 損壊家屋等の解体の対象の建築物はない。
- ④ また、中間処理・最終処分については、原則として平成 24 年 3 月までに処分をするが、解体家屋の瓦など、今後も災害由来の廃棄物が発生することが想定されることから、最終的に平成 26 年 3 月を目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

# 工程表(茨城県鹿嶋市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策																	
2. 河川対策 (国管理河川:霞ヶ浦)																	
3. 海岸防災林 (成田他)																	
4. 復興住宅(災害公営住宅等)																	
5. 復興まちづくり (1)被災した造成宅地について																	
茨城県 鹿嶋市																	

	H23				H24				H25				H26				H27以降		
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月			
(2)学校施設等																			
<市立学校>																			
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧				復興交付金事業														
甚大な被害を受けた学校の復旧	校舎等の本格復旧				※液状化現象により移転も含めた総合的な検討が必要となる高松幼稚園については、平成23年(6)月までに復旧場所の確定、平成23年度中に復旧完了を目標														
<県立学校>																			
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																		
<私立学校>																			
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																		
	運動場等の本格復旧																		
	※ 運動場が被災した高等学校1校は、運動場へ通じる市道の復旧が遅れているため、平成24年5月に事業着手し、平成24年12月末までに復旧。																		
<市立社会教育施設>																			
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧				復興交付金を活用し高松公民館を防災拠点施設として整備する予定である。														
<県立社会教育施設>																			
甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	応急復旧	施設の本格復旧			復興交付金申請												設計委託	施設整備	
	使用期間(~11月)																		

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
6. 土砂災害対策	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">土砂災害危険箇所の点検等</div> (※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用																
7. 地盤沈下・液状化対策	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           地質調査等により公共施設と宅地との一体的な液状化対策について調査・検討            今後、液状化対策について住民合意等が整った地区について事業に着手         </div>																
8. 災害廃棄物の処理	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-bottom: 5px;"></div> (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-bottom: 5px;"></div> (その他の災害廃棄物)																
					<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-bottom: 5px;"></div> (中間処理・最終処分)								<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 10px; margin-bottom: 5px;"></div> (木くず、コンクリートくずの再生利用)				